

消防長等の判断による消防用設備等の技術基準の適用除外

消防法施行令第32条

この節の規定（＝消防用設備等の技術基準）は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造、又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

<解説>

- 第2章第3節の規定は、消防用設備等を設置し、及び維持しなければならない防火対象物のうち一般的なものの火災危険を想定して定められた技術上の基準である。
- 第2章第3節に規定する技術基準は、あらゆる防火対象物の実態に即して定められることが理想的ではあるが、個々の防火対象物の具体的な態様に応じて、それぞれ適応する基準を定めておくことは事実上不可能である。
- このため、本条では、技術上の基準の適用に際して消防長等が技術上の基準の特例を認めることができる旨の規定を設け、消防長等の判断と責任において、法第17条の趣旨を損なうことなく実態に応じた運用が行えるようにしているものである。

<消防法施行令解説>より抜粋

消防法施行令目次

- 第1章 火災の予防
- 第2章 消防用設備等
 - 第1節 防火対象物の指定
 - 第2節 種類
 - 第3節 設置及び維持の技術上の基準**
 - 第4節 適用が除外されない消防用設備等及び増築等の範囲
 - 第5節 消防用設備等の検査及び点検
- 第3章 消防設備士
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・



消防長、消防署長は、消防庁通知で示された指針等も参考に本条を適用

消防法施行令第32条の適用について(例)

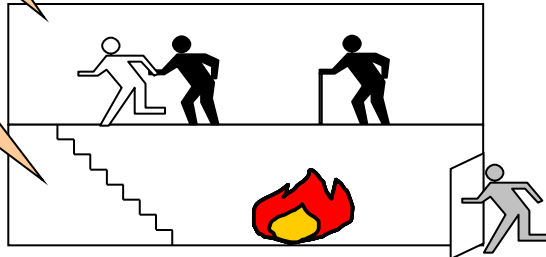
グループホーム等におけるスプリンクラー設備の設置に関する特例(平成19年6月13日付け消防予第231号)①

→以下の要件を満たしている場合、スプリンクラーの設置は不要

(1) 夜間に要保護者の避難介助のため必要な介助者が確保されている小規模福祉施設

平屋建て又は2階建

壁及び天井の
仕上げが
不燃、準不燃、難燃

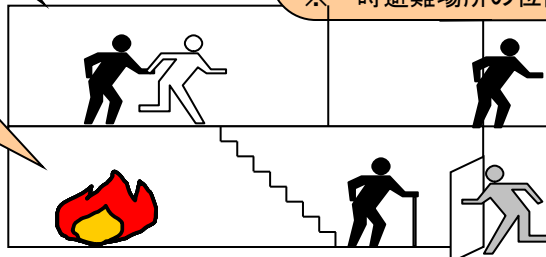


このほか、必要な介助者(近隣協力者を含む。)
を要保護者の数に応じ確保

(2) 各居室から屋外等に容易に至ることのできる小規模福祉施設

平屋建て又は2階建

壁及び天井の
仕上げが
不燃、準不燃、難燃



すべての居室から
ア 扉又は掃出し窓を介して、地上又は一時避難場所[※]に直接避難可能。
又は
イ どの居室から出火しても、火災の影響を受ける部分を経由せずに、地上又は
一時避難場所に避難可能。

※一時避難場所の位置や構造は外部からの救出を妨げるものではないこと。

このほか、必要な介助者(近隣協力者を含む。)
をユニット数に応じ確保

消防法施行令第32条の適用について(例)

グループホーム等におけるスプリンクラー設備の設置に関する特例(平成19年6月13日付け消防予第231号)②

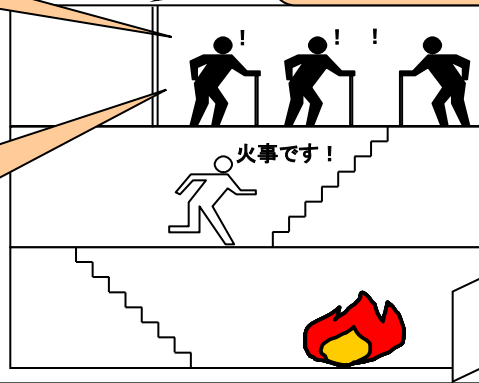
(3) 共同住宅の一部を占有する小規模福祉施設

福祉施設部分の床面積が一
区画あたり100㎡以下

小規模社会福祉施設として用いられている部分が3階以上の階にある場合

- ・ 小規模社会福祉施設部分を区画する壁及び床が耐火構造となっていること
- ・ その開口部に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられていること。

壁及び天井の
仕上げが
不燃、準不燃、難燃



このほか、要保護者の数や状態(自力避難可)、
介助者の確保等により避難体制を確保

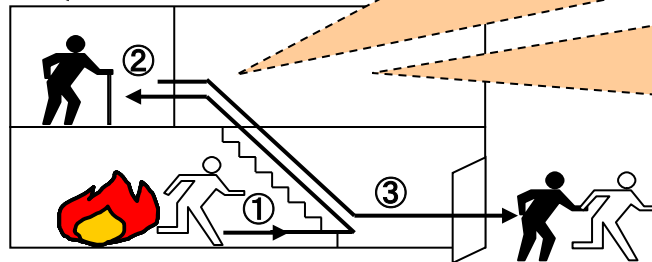
(4) 避難所要時間が避難限界時間を超えない小規模福祉施設

判定:
避難所要時間 ≤ 避難限界時間

避難所要時間 = ア 避難開始時間 + イ 移動時間[※]

イ 移動時間 = ① 介助者の施設内かけつけ時間 + ② 介助準備時間
+ ③ 要保護者の介助付き移動時間

※移動時間は実測値とすることも可能



避難限界時間 = ア 基準時間 + イ 延長時間

ア 基準時間: 共通2分、内装不燃化(+1~3分)、
防災寝具等(+1分)、
屋内消火栓設備による初期消火(+1分)

イ 延長時間: 火災室との区画(+1~3分)、
蓄煙体積 > 200m³(+1分)